

○小清水町移住体験住宅設置要綱

平成28年10月 5 日要綱第14号

小清水町移住体験住宅設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、小清水町への移住を希望又は検討する者（以下「移住希望者」という。）に対し、小清水町での生活を体験できる機会を提供し、もって移住の推進をすることにより人口の流入を促し、町の活性化を図るため、小清水町移住体験住宅（以下「住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 住宅の名称及び位置等は、別表第1のとおりとする。

(借用申請)

第3条 住宅を借受けようとする移住希望者は、小清水町移住体験住宅借用申請書兼アンケート（別記様式第1号。以下「借用申請書」という。）に住民票を添えて、町長に提出しなければならない。

2 住宅を借受けようとする移住希望者は貸借開始日の当該月を除く、150日から120日前までの間に借用申請書を提出することができる。

3 住宅を借受けようとする移住希望者の全員は、町長が認める特別な事由がある場合を除き、借用申請書にある小清水町体験プログラム（以下「体験プログラム」という。）から1つ以上を申し込み、利用しなければならない。

4 体験プログラムは一般社団法人小清水町観光協会（以下「観光協会」という。）が主催する内容とし、利用の申し込み手続きなどは移住希望者が行い、これに係る費用は移住希望者が負担する。

5 移住希望者の都合により体験プログラムの利用をキャンセルする場合、キャンセル料の取り扱いは観光協会の運用方針に基づく。

(貸付け許可)

第4条 町長は、前条に規定する借用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、小清水町移住体験住宅貸付許可書（別記様式第2号。以

下「貸付許可書」という。)を交付する。

2 町長は借用申請書について、提出を受けたときの順番にかかわらず、記載内容に基づき、移住の希望意欲と積極性を判断し、貸付許可書を交付する移住希望者を選考することができる。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、前条の借用申請をした移住希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付許可書を交付しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他住宅の管理上支障があるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者

(契約)

第5条 貸付許可書の交付を受けた移住希望者(以下「借受人」という。)は、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約は、町長との間で別に定める小清水町移住体験住宅貸付契約書(別記様式第3号。以下「契約書」という。)により締結するものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを書面(別記様式第4号)にて説明を行うものとする。

(貸借期間)

第6条 住宅の貸借期間は、次の各号に掲げる期間とし、前条に規定する契約書が定めるものとする。

(1) 4月～10月 1週間以上1か月以内

(2) 11月～3月 1週間以上2か月以内

2 貸借期間の開始日及び満了日は小清水町の休日に関する条例(平成3年3月22日条例第8号)第1条第1項から第1条第3項が規定する日を除いた日とする。

3 貸借期間における入居又は退去は午前9時から午後5時までに間に行うものとする。

(貸付料等)

第7条 借受人は、住宅貸付料（以下「貸付料」という。）として別表第2に掲げる額を、毎月末日までに、その翌月分を町の指定する方法により支払うものとする。ただし、借受人が新たに住宅を借用する場合において当該住宅の貸付期間開始日が貸付料の支払期日後であるときは、住宅の貸付期間開始日までに貸付料を支払うものとする。

2 町長が特別な理由があると認めた場合は、前項で定める支払期日を変更することができる。

3 第1項により納めた貸付料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を次の各号に定める還付割合により還付することができる。

(1) 天変事変、借受者又は親族の疾病、その他借受者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合は、既に納付した貸付料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の10分の10

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合は、既に納付した貸付料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の10分の10

(3) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(借受人の遵守事項)

第8条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類等を適切に取扱うこと。

(3) 借受人は、住宅周りの除草や除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 借受人は、住宅の貸付期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

- (6) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項
(制限される行為)

第9条 借受人は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (2) 就業すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
 - (5) 文書、図書、その他の印刷物を屋外に貼付又は配布すること。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
 - (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (8) ペットを同伴すること。
 - (9) 住宅の全部若しくは一部を転貸し、又はその借受けの権利を譲渡すること。
 - (10) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。
- (貸付許可の取消し)

第10条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による申請内容に偽りがあったとき。
- (2) 前2条の規定に違反する行為があったとき。

2 前項の既定による貸付許可の取り消しをする場合は、町長は借受人に対して、書面(別記様式第5号)にて通知するものとする。

(住宅の明渡し)

第11条 借受人は、貸付期間が終了する日まで又は前条の規定に基づき貸付許可が解除された場合にあつては、直ちに住宅を明渡さなければならない。この場合において借受人は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受人は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき借受人が行う原状回復の内容及び方法について借受人と協議するものとする。

(住宅内への立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、借受人の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借受人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 借受人は、故意又は過失により住宅又は設備を破損し、汚損し、及び滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月25日要綱第8号の1)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	室名	規格	位置
移住体験住宅	F-1	3LDK (72.87㎡)	小清水町南町2丁目48番6 - 1

別表第2（第7条関係）

名称	室名	期間	住宅貸付料	
			4月～10月	11月～3月
移住体験住宅	F-1	1ヶ月	70,000	35,000

備考

- 1 住宅貸付料には、光熱水費（電気料、灯油代、ガス代及び上下水道料）、放送受信料を含む。
- 2 1以外の飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品、交通費等は借受人の負担とする。
- 3 貸付料等は、貸付期間中の暦月毎に計算する。ただし、貸付期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、日割り計算とし、1ヶ月の料金の30分の1に端数期間の日数を乗じて計算する。（百円未満切り捨て）
- 4 貸付期間が1ヶ月に満たない期間の貸付料等には、消費税法第6条及び消費税法施行令第16条の2の規定による消費税を含むこととする。